

狂犬病予防注射を忘れずに！

～定期集合注射のお知らせ～



問合せ

環境保全課環境保全係 226

犬を飼っている方は、必ず市に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。

今年も定期集合注射を行います

手数料・料金

昨年度から予防注射の料金が3100円になりました。注意してください。

登録済みの場合 3650円(予防注射3100円、

注射済票550円)

※3月に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書」(びわ色)を持参してください。

新たに登録する場合 6650円(登録3000円、予防注射3100円、注射済票550円)

注意事項

□ 受付時間を守ってください。時間を過ぎると、次の会場へ移動します。

□ 事前に送付した注射済票交付申請書裏面の問診票に必要な事項を記入し、持参してください。

□ 犬が病気・妊娠中の場合は、必ず注射前に獣医師に申し出てください。

□ 生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。

■ 集合注射日程 (雨天実施)

期日	会 場	所在地	受付時間
4月21日(木)	東会館	羽東 3-11-32	午前9時30分～10時10分
	中央館	羽中 3-6-4	午前10時20分～11時
	美原会館	羽西 1-20-6	午前11時10分～11時50分
	西部地域備蓄倉庫	小作台 5-19-4	午後1時10分～1時40分
	栄会館	栄町 1-14-14	午後2時～2時50分
4月22日(金)	三矢会館	神明台 4-4-9	午前9時30分～10時20分
	神明台会館	神明台 1-17-4	午前10時30分～11時10分
	川崎会館	川崎 3-7-13	午前11時20分～11時50分
	緑ヶ丘第二会館	緑ヶ丘 2-18-2	午後1時10分～1時40分
	羽村市役所	緑ヶ丘 5-2-1	午後1時50分～3時

□ 事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御できる人が連れて来てください。
□ 犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰ってください。
□ 集合注射会場での注射済票交付申請書裏面の問診票の結果をもって、狂犬病予防注射の猶予手続きはできません。

犬の登録と注射

□ 犬を取得した日、または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。
□ 狂犬病予防注射は、必ず毎年4～6月(犬を取得した最初の年は、犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内)に接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。

動物を飼うこと…

法律などで、次のことが定められています。

動物を飼うことについて、もう一度考えてみましょう。

最期まで面倒みられますか？

飼う動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもって最期まで面倒をみなければなりません。

不妊・去勢のこと理解していますか？

繁殖した動物を自らの責任で飼養または譲渡できないときは、不妊・去勢手術などの繁殖制限に関する適切な措置に努めなければなりません。

身元表示をしていますか？

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札・狂犬病予防注射済票を装着し、猫やその他の動物には名札などを付けましょう。

リードでつないでいますか？

犬を散歩させるときは、リード(引き綱)できちんとつなぎましょう。

ふんやオシッコをそのままにしていますか？

散歩にはペットボトルなどで水を携帯し、オシッコをしたときは水で流しましょう。

市の条例で、犬のふんの持ち帰りを義務化しています。違反した場合は、5000円の過料に処されます。

罰則があること、知っていますか？

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請をしないとき、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着けないときは、20万円以下の罰金となります。



国民健康保険税の 税率などを変更しました

問合せ 市民課保険係⑨ 127

国民健康保険（国保）とは

国保は、自営業やパート・アルバイトなどのため、職場の健康保険に加入できない75歳未満の方を対象とした医療保険で、各自治体が保険者として運営しています。

病気やケガをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者の皆さんに国民健康保険税（保険税）を納めていただき、国や東京都の交付金などをあわせ、医療費を支出する助け合いの制度です。

国保の財政状況

国保の医療費は、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、年々増加しています。

また、国保の加入世帯は会社を退職した高齢の方が多く、職場の健康保険と比較して所得が低い世帯が多くなっています。つまり、医療費は多く、それを賄うために確保できる収入は少ないという構造的な問題を抱えています。

このような状況から、必要とする保険税収入を確保できないため、不足する部分を一般会計からの繰入金で赤字補てんしています。繰入金を増やし続けることは国保加入者以外の方への市民サービスに大きな影響を与えます。

医療費の増加を抑えるために！

近年、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増え、医療費の増加の要因となっています。国保の加入者一人ひとりが運動や食事などに気を付け、健康の維持・増進に努めることが、医療費全体の節約、安定した国保財政の運営へとつながっていきます。ご協力をお願いします。

特定健康診査の受診を！

国保では、生活習慣病を予防するための特定健康診査や特定保健指導を行っています。国保に加入している40～74歳の方と後期高齢者医療制度に加入している方に、健康診査受診券を5月に送付します。

健康診査を受診し、生活習慣病の予防を心がけましょう。

ジェネリック医薬品の活用を！

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で製造された薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格は新薬の3～5割程度安くなる場合があります。

使用について不安な点や疑問点があれば、医師や薬剤師に相談してください。

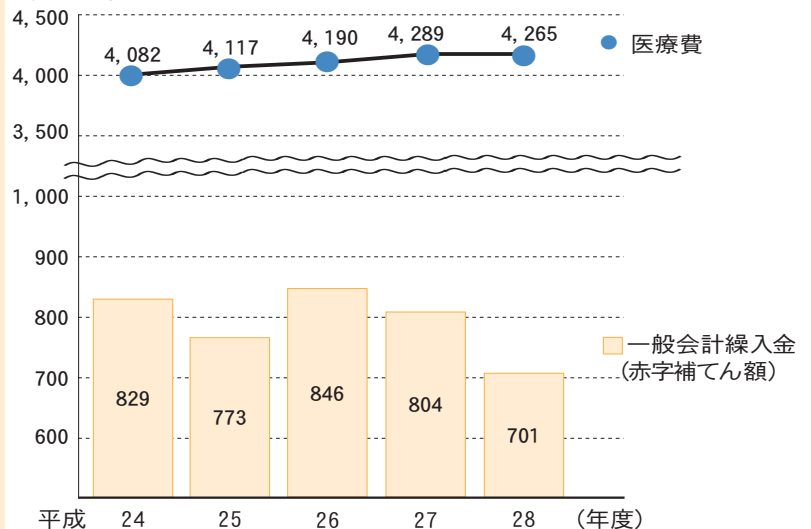
■ 1人当たりの医療費（市が負担する7割と被保険者が負担する3割分の合算）と1人当たりの保険税（現年度調定額）の推移（単位：円）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
医療費	291,892	300,497	310,368	325,967	342,344
保険税	78,033	78,226	77,280	77,018	85,723

※平成27・28年度は見込み（予算）額です。

年間医療費（市負担）と一般会計繰入金の推移

（百万円）



※平成27・28年度は見込み（予算）額です。